

「公共図書館の指定管理者制度の本質について考える」

講師：東京大学大学院情報学環 特任教授 柳 与志夫 氏

指導教員：永田 潤子

日時：2016年12月16日（金）午後7時～9時

場所：イオンコンパス大阪駅前会議室 A

議事録担当：M1 横田 早紀

◎基調講演

0. はじめに

- ・ナショナルデジタルアーカイブを日本に浸透・構築させていくことを考えている。
- ・その中で、公共政策とは何か、という根源的な問いを考えざるを得ない。図書館等個別の問題を考える際の大前提。まだ自分の中で固まり切っていないところではある。

1. 何が問題か

- ・「公共図書館の指定管理者制度の本質について考える」
→結論はすでに出ている。指定管理者制度を導入するところはすればよいし、直営の方がうまくいくところはそうすればよい。各図書館の選択次第。指定管理が良いとか民営が良いとか、そのような問いはあまり意味がない。
- ・現在の関心は、MLA (Museum、Library、Archives) が持っている文化資源、より広い意味で知識資源をどう組織化して活用するか仕組み構築⇒デジタルアーカイブ
- ・図書館の指定管理者制度問題の背景にはどのような問題があるのか
→まず、ガバナンスとマネジメントの問題。行政も、指定管理者も、図書館経営を担える人材が育っていない。特に問題なのは、自治体の能力。公務員全般の問題かとも思われる。指定管理者の方がまだ育ちつつあると感じる。指定管理者ではないが、長野市の図書館は、館長を公募して図書館業界以外から人を呼ぶなど、面白い取り組みを行なっている。
→政策の方向性の問題。
図書館自体でその図書館をどうするか、という方向性もさることながら、例えば教育や産業や福祉など、自治体の政策全体の中で、図書館をどのように位置づけて運用していくか考えるべき。しかしこれがほとんどの自治体ではできていない。
- ・これは図書館だけの問題に限られないのではないか。
公共経営の仕組みが転換点にきている
→自治体が行政を独占している現状。この在り方を変えなければならない。

2. 「公共」「政策」としての MLA 政策

公共図書館の「公共」とは。図書館政策の「政策」とは。

(知識や情報に関わる部分での公共性に限定して議論)

(1) 公共性

- ・公共性というと、一つの公共、行政があり、その他は非公共、と捉えがち。しかし、より区分けして複合的に考えるべき。
- ・四つの要素、変数の組み合わせで考える→〈正当性、共通性、公開性、公平性〉
- ・各図書館で目指すべき公共性というのは決して一様なものではなく、各変数の程度、その組み合わせをどうするかにより、様々。
 - ◇ 正当性…物事を決めるルール、誰がどうきめるか、決め方がはっきりしている。
 - ◇ 共通性…どれくらい共通したものがあるか（多ければ必ず良いというわけでもないが）
 - ◇ 公開性…全部公開するか全部秘匿するか、という二者択一ではない。部分公開や、費用を払ったもののみへの公開も含みうる。
 - ◇ 公平性…公開性と同じく、0 か 100 かではない。基準の設け方も複雑。
- ・これらの組み合わせ。ただ、どれかひとつでも 0 であれば、公共性があるとは言い難い。

(2) 政策

◆地政学的なレベル

- ・グローバル、ナショナル、ローカル（都道府県レベルからコミュニティレベルまで複雑）
- ・各レベルでの公共性は異なる。

◆多元的政策主体とネットワーク的決定

- ・誰が政策を作っていくか - 主体の問題。
- ・日本では、政策という用語、もっぱら官の問題となってしまう。様々なステークホルダーが関わっても、最後は官が決めます、というように、ピラミッド型になってしまう。
- ・日本では、政策という言葉は企業や NPO はあまり使っていない。しかし、海外では普通に使っている。
- ・日本の自治体では、政策という言葉を使わず、施策という言葉をよく使う。政策は国が作り、自治体は実施するだけ、ということ。
- ・自治体には政策形成能力が不足している。今後は、その不足を補うために、政策形成の主体を変えていくためのネットワークを構築していくべき。色々なところへ意見を聞いてそれをまとめました、ではなく、実際に政策形成にコミットしていく仕組みにする。
- ・図書館、知的資源関係の主体として今後重要度が増していくと考えられるのが、大学や企業。

- ・知識資源政策の政策主体としては、MLA だけでは市民の価値を向上するのは難しいということで、U (university) と I (Industry) を加える。
- ・並び変えて「MALUI」(丸い) = 円環、循環を作ろうということ。
- ・さらに C (Community) と G (Government) も政策主体。文化資源について考える時はこの 7 要素が重要。

(3) MLA の依拠するもの

- ・図書館政策等と他の政策との違い。
- ◆文化情報資源：モノの唯一性・特殊性・物質性と知識の普遍性・概念性
 - ・一つは、文化情報資源をもっているかどうかということ。文化情報資源(知識資源)とは、本や絵画などの限られたものではなく、情報や知識を形にしたもの(単位として扱える。物質的に形にしたものも、インターネット上で形にされたものでも)、知識資源には普遍性という非常に特殊な要素がある。それが、他の政策との大きな違い。
 - ・公共図書館はローカルに存在はしているが、成り立っている原理は普遍的。ローカルだが、グローバル。
- ◆出会う場としての MLA (物理的空間、コトとしての場、仮想的空間の 3 種類)
 - ・図書館の面白さとして、施設のある場所としての唯一性は大きい。
 - ・物理的な場、出会いの場(コトとしての場)、バーチャルとしての場(仮想的空間)の 3 つが組み合わさる。その 3 つの要素を図書館で同時に組み込むことができる。
 - ・ひいては、自治体全体の政策形成にも新しい影響を与えるようになるのではないか。
- ◆公共政策としての MLA 政策
 - ・MLA 政策の中で、公共政策全体の新しい方向性を考えるというのは面白いのではないか、そういう視点から、図書館の公共性や経営形態を考えてみると良いのではないか。

○東京文化資源会議

- ・東京都心北部の各地域がユニークにもつ、江戸期から現在までの文化資源をつなげていこうという動き。
 - ・東京での取り組みが、他の地域でのモデルになればいい。
 - ・産官学民の有志がボランティアで参加。加えて、スポンサーに経費の支援をお願いしている。
 - ・今年の 6 月、対象となる千代田、文京、台東の 3 区の区長の理解を得て、各区の政策にビルトインすべく、3 区と当会議による「東京文化資源区文化プログラム推進協議会」を立ち上げた。
 - ・個別テーマとしては、3 区の文化観光地図を共同で作ろうという協議会も行われている。
 - ・文京区の基本計画の中にも、文化資源会議と協働するという文言が入る。
- これは前述の新しいネットワーク型公共政策形成の一例になることを意識している。

◎パネルディスカッション

(ファシリテーター：永田准教授)

パネリスト：柳教授、本研究科 OB（修士論文で公共図書館を研究）1名、
M1 2名（①1名は地方自治体議議員、②もう1名は自治体職員）

Q：指定管理という黒船が図書館界に來航し、一躍大議論に。せつかく議論が盛り上がったのに、議論が成熟しきらず、終わってしまったという感じがある。

A：柳教授

- ・複合的な問題だと思う。
- ・制度は使える面もあるが、使える人が不足していた。
- ・千代田図書館も、一つのモデルとして成立させるということで本まで書いた。成功も失敗もあったので、そこからぜひ学んでいただきたかった。しかし、組織として学んだという声はあまり聞かない。これは、図書館だけの問題ではないと思う。行政の側の能力不足。

Q：図書館をテーマに修論を書くにあたって、長い歴史をみてきて感じたこと。

A：本研究科 OB

- ・意外と歴史は長くない。50年くらいの話。
- ・図書館を広めるため、昔は司書が本を貸し出すことに尽力していた。だが、今ではそのイメージが固定化してしまっている。本を貸すだけ。それならば、指定管理でも民営でもいいのではないかと考えられているのではないかと、と思う。

Q：図書館のミッションとは。本を貸し出すことだけが大きくなっているのではないかと。武雄市図書館をみてきた者として、個人的に、そして行政職員として、どう思うか。

A：本研究科 M1②

- ・人、特に若い人やカップル、女性が多かった。スターバックスのブランド力も高い。個人的には、行きたくなるような図書館として、魅力的。
- ・自分がまちの図書館で本を借りた記憶をさかのぼると、小学校5年生。しかも今は、図書館で調べ物をしなくても、家でインターネットで検索できる。図書館の、本を貸すという機能の必要性は変化してきていると思う。
- ・行政職員としては、来館者の半数近くが市外からということについて、市民の税金で費用が賄われているところや、今までの市民の利用者が使いにくくなったりという話が少し気にはなった。

Q：武雄市図書館は、あれは図書館なのか、書店なのか。どう思うか。文房具を変えたりコーヒーを飲めたりするのは確かに便利だが、無料の書店なのか、図書館なのか。

A：本研究科 M1①

- ・ 蔦屋書店とスターバックスに、図書館機能を併設したような感じがした。蔦屋書店とスターバで人を呼んで、図書館に流す。

Q：図書館機能、とはなんと捉えたか。

A：本研究科 M1①

- ・ 都会でもビジネスタウンでもなく、そんな武雄市、という前提を整理した上で、ひとまず人に来てもらえる図書館、というミッションを明確に選択したのであれば、武雄市の図書館機能＝本を貸す、居心地の良い場所としての機能、とひとまず整理していたとして、図書館機能と捉えてよいのではないか。

Q：図書館を地域でどのように活用するか、口で言うのは簡単だが、理念をどう作るか難しい。特に合意形成。千代田図書館は2年ほどかけて、専門家、市民、行政で合意形成をはかっている。

A：柳教授

- ・ 図書館という柱を立てると、図書館のあるべき論になってしまう。
- ・ 樋渡元市長やCCCは、図書館自体より、まちづくりに中心をおいていた。あくまでまちおこし施策。そういう文脈では、成功している。ただ、図書館モデルとして他に広げられるものではないと思う。
- ・ 千代田もあくまで都市型図書館としての一モデル。全自治体で展開できるものではない。
- ・ 地域資源は様々。
- ・ 知識資源を共有・活用していく仕組みは、図書館だけの専売特許ではない。
- ・ 率直なところ、自治体レベルでは、首長の影響は大きいと思う。別にそれが悪いということではない。

Q：図書館としての今日的課題にどうこたえていくか。その中でどのような各図書館の創意工夫を感じたか。

A：本研究科 OB

- ・ 今日的課題について、修論で定義。→・ 図書館を市民生活に活用してもらえる。
 - ・ 経費節減という要請にどうこたえるか。
- ・ 千代田は、運営費というところでは、増加したが、それ以上に、ターゲットとした層の利用者を増やすなど、効果的だった。
- ・ それを実現できたのは、専門的な人材の確保。それぞれ専門性を有する三社の連合体。
- ・ 直営のところでも人材育成に力を入れているところもある。鳥取県立図書館は、ビジネス

支援に力を入れるに当たり、図書館内部に留まっているのではなく、企業や産業振興の団体などと連携し、図書館としても司書自身も専門性を高めていく取り組みを行っている。直営により、自治体の中枢部との連携が密になるという面もあるよう。

Q：伊万里市図書館も視察に行ったということだが、軽く報告を。

A：本研究科 M1①

- ・本の貸出冊数が、来館者数に比して非常に高い水準。
- ・子どもの本離れが学力低下につながるという OECD の研究をもとに、図書館側が、地域に出て行って、読み聞かせなどを積極的に行っている。

Q：図書館という枠に収まらない、文化情報資源、知識資源を、地域でどう使っていか、地域で考える時代。東京での、文化資源会議やデジタルアーカイブ推進コンソーシアムなど、積極的に活動されている方として、最後のまとめとして、現在感じていることが何かあれば。

A：柳教授

- ・図書館は、多種多様な地域性、そして、知識としての普遍性、その両方を扱っている。
- ・知識としての普遍性という点は、最近のインターネット等で簡単に情報を得ることができ、ポストトゥルース＝信じた人の間だけで真実として流通している、客観性がない情報が誤って流通しているような中では、この普遍性はやはり重要になってくる。
- ・また、地域性、ローカルという点については、図書館が地域で活用されるには、地域の持っている文化資源をほりおこすことが前提となる。何が自分たちの地域資源かどうかを見つめなおす。そして発信する。それを見つめなおす組織として図書館が機能すればよい。
- ・その二つが重なり、繋がれば、ローカルな地域資源が普遍性を持ちうることになる。